

令和元年 9 月 17 日

令和元年台風第 15 号の影響による停電により 被災した学生の皆さまへ

このたびの台風により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年度後期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下 3 点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係まで連絡してください。

- 【提出書類】①罹災証明書
②公課証明書
③その他の必要書類（以下の URL にてご確認ください）

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/syorui/2019shiori.pdf>

- 【対象者】災害救助法適用地域の世帯の学生
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

- 【申請期限】**令和元年 10 月 4 日（金） 17 時 00 分**

- 【申請場所】（吉田地区）学生支援課学生サービス係
（小串地区）医学部学務課教育・学生支援係
（常盤地区）工学部学務課学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細は以下の URL にてご確認ください。

<http://gakuseishien.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/tebiki/syorui/1nentyphoon15.pdf>

山口大学学生支援課学生サービス係 TEL : 083-933-5611（授業料免除に関すること） TEL : 083-933-5165（奨学金に関すること） e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp
--

災害救助法適用地域

【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

(第1報、法適用日：令和元年9月9日)